

【議案4】 平成29年度事業計画（案）

1 会議

(1) 総会の開催 ～平成29年6月13日

⇒ 事業計画、予算、決算など重要事項を決定する。

(2) 幹事会の開催

⇒ 協議会の運営、各種活動に関する具体的な調整や承認等を行う。

（今年度の活動に係ることのほか、今後の協議会活動の方向性や活動内容について、検討テーマを整理し、議論・検討する。）

2 活動内容

区市町村による協議会の設立促進・活動支援や、広く都民への啓発活動などを実施していく役割を担うとともに、東京都住宅政策審議会の審議内容や住宅・土地統計調査など国の調査結果の検証、分析等を通じ、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進に資する方策を検討していくこととする。今年度の具体的な取組は以下のとおりとする。

(1) セミナーの開催

⇒ ターゲット層を明確にしたテーマ別のセミナーを効果的に実施。

① 区市町村向け

- ・ 主に、区市町村の担当者（住宅・福祉部門等）を対象に、協議会の設立に向けた事務手順、居住支援に活用できる各種補助制度や取組み、協議会の先進事例などについて説明

② 不動産関係者や居住支援関係者向け

- ・ 主に、民間賃貸住宅を提供する不動産関係者、NPO など地域で活動する団体などを対象に、住宅確保要配慮者の居住の安定を促進するための各種支援制度や居住支援活動の先進的事例等について説明

(2) 区市町村による居住支援協議会の設立促進、活動支援に向けた取組

⇒ パンフレット等を活用した都民や区市町村への普及啓発活動や、区市町村居住支援協議会活動支援補助金（東京都事業）、重層的住宅セーフティネット構築支援事業（居住支援協議会活動支援）（国事業）を活用した設立促進、活動支援を実施

(3) パンフレットの改定

⇒ 「居住支援協議会について」内容の更新

(4) 構成団体、区市町村、居住支援団体などによる居住支援や生活支援の取組に関する情報提供等

⇒ 構成団体、区市町村、居住支援団体などによる居住支援や生活支援の取組の状況を把握するとともに、関係者に情報提供し、意見交換を行い、それぞれの取組の連携などによる住宅確保要配慮者のニーズに応じた民間賃貸住宅への入居促進策について検討する。

(5) 新たな住宅セーフティネット制度に係る情報・意見交換等

⇒ 平成29年4月26日に公布された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給に関する法律の一部を改正する法律」の施行にともない制度化される『新たな住宅セーフティネット制度』について、適宜情報・意見交換を実施

3 スケジュール（予定）

項目	日程										備考
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
会議	★ 総会		★ 幹事 会			★ 幹事 会				★ 幹事 会	
セミナー① (区市町村 向け)				準備 →		開催 ★ →					
セミナー② (不動産・居住 支援団向け)			準備 →		開催 ★ →						
区市町村へ の設立促進、 活動支援	→										
パンフレッ トの改定			内容 作成 →	印刷 →	完成 ★	配布 →					
居住支援・生 活支援事業 などの情報 提供等	→										
新たな住宅 セーフティ ネット制度 に係る情 報・意見交換 等	情報・意見交換				★住宅確保要配慮者向け 賃貸住宅の登録制度開始 →						
その他					住生活 月間 (国交省)						

※ スケジュールについては、現時点の予定を記載しており、予定が変更になる場合があります。